

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は全国で三百五十万人以上とされ、これが国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法等でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

しかしながら、現行のウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度は、B型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労にも支障が出るなど、生活に困難を来している。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は極めて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった事態が生じるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

当市においても、こういった状況下におかれた患者に対する医療費の助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、左記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 一 ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 二 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年十月二日

防 府 市 議 会